

定 款

特定非営利活動法人新しいホームをつくる会

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人新しいホームをつくる会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都杉並区永福三丁目56番9号に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を東京都杉並区永福三丁目6番14号に置く。

(目 的)

第3条 本会は、人々が住みなれた地域で人間らしい生を全うすることができる地域福祉の基盤としてのホームづくりと、一人一人の高齢者等を中心にトータルな対応ができるサービスのネットワークづくりを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の種類の特定非営利活動を行う。
保健・医療又は福祉の増進を図る活動。

(特定非営利活動に係わる事業の種類)

第5条 本会は、前条の活動に係わる次の事業を行う。

- (1) 高齢者等の共同生活支援事業。
- (2) 高齢者の短期宿泊及び長期滞在に伴う生活の援助。
- (3) 高齢者等の医療・リハビリ・介護及び法律などに関する相談。
- (4) 民間独自の高齢者等デイホーム事業。
- (5) 高齢者等の食事サービス及び通所入浴サービス事業。
- (6) 高齢者等の安否確認・緊急時電話相談・直接訪問援助事業。
- (7) 保健・福祉に関する研修及び情報提供。
- (8) 高齢者の健康及び生活に関する研究。
- (9) 高齢者等の介護保険事業。
- (10) 高齢者を中心とした一般市民向け公共施設の管理運営事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、正会員・賛助会員・利用会員の三種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人及び団体。
- (3) 利用会員 第5条第1号から第8号事業の利用者として入会した個人。

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 本会の会員になろうとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は第2項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は毎年一回、年度会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額は総会で定めるものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 本会は、会員が既に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役 員

(種類及び定数)

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事5人以上9人以内。
- (2) 監事1人以上2人以内。

- 2 理事のうち、1人を代表理事とし、1人を副代表理事ならびに、常務理事を必要に応じ置くことができる。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により、これを選任することができる。この場合においては当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。
- 3 代表理事、副代表理事及び常務理事は理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本会の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

- 2 代表理事は、本会を代表し、その業務を統括する。
- 3 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し日常業務を処理する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前二号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 20 条 本会の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算。

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬。

(7) 入会金及び会費の額。

(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。)

(9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 解散における残余財産の帰属

(11) 事務局の組織及び運営

(12) その他運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があった場合。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集した場合。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き代表理事が招集する。

- 2 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 3 前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、代表理事は速やかに総会を招集しなければならない。30日を超えて総会を招集しない場合は、請求者は総会を招集することができる。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第2項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権等は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決の議事に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
- (3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会で選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の変更。

(2) 事業報告及び決算。

(3) 事務局の組織及び運営。

(4) 総会に付議すべき事項。

(5) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項

について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 会 費。
- (3) 助成金。
- (4) 寄付金品。
- (5) 事業に伴う収入。
- (6) 財産から生ずる収入。
- (7) その他の収入。

(資産の区分)

第39条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 本会の資産は代表理事が管理し、その管理方法は総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 本会の会計は、法に基づき、正規の簿記の原則、真実性・明瞭性の原則及び継続性の原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 42 条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 43 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入出とみなす。

(予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、代表理事が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち 10 名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後 3 ヶ月以内に本会の所轄庁に提出しなければならない。

3 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いては、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第51条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議。
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由に基づき本会が解散する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由に基づき本会が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 本会が解散したときは、理事が清算人となる。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは総会において正会員数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第53条 本会が解散の際に有する残余財産(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)は、総会において正会員総数の過半数をもって決した特定非営利活動法人又は公益法人若しくは社会福祉法人に寄付するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 本会の公告は、本会事務所に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法

第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長は、理事会の同意を得て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免す

る。

(組織及び運営)

第 57 条 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 10 章 雑 則

(委員会)

第 58 条 本会は事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査研究し、又は事業を遂行する。

3 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て、別に定める。

(実施細則)

第 59 条 この定款に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本会が法人として成立した日(以下「設立日」という。)から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は次に掲げる者とする。その任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、設立日から平成 12 年 4 月 1 日までとする。

代表理事 伊 藤 直 榮

常務理事 白 川 すみ子

理 事 小 林 美 江

理 事 越 原 誠

理 事 後 藤 千恵子

理 事 安 田 陸 男

監 事 古 畑 徳 寶

- 3 本会設立当初の事業年度は、第 21 条第 1 項の規定にかかわらず、設立日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画並びに事業会計収支予算は第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立当初の会費は第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

会員種別	対象	年度会費・円
正会員	本会の目的に賛同して入会した個人	3,000
普通会員	本会の事業を賛助するために入会した個人	1 口 1,000
賛助会員	同上で 10 口単位会費の個人及び団体会員	1 口 10,000
利用会員	本会事業の受益対象者として入会した個人	1 口 5,000

附則

- 1 この定款は、平成 18 年 2 月 2 日から施行する。

附則

- 1 この定款は、定款変更の認証を受けた日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第6条及び第7条については、平成19年4月1日から施行する。

附則

この定款は、定款変更の認証を受けた日（平成21年2月23日）から施行する。

附則

この定款は、平成21年12月1日から施行する。

附則

この定款は平成30年9月29日から施行する。

附則

この定款は令和3年11月16日から施行する。